

横浜市墓地等の使用権の承継に関する事務取扱要領

制定 令和元年 6 月 27 日 健環第 1001 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、横浜市墓地及び納骨堂に関する条例(平成 5 年 3 月条例第 1 4 号)第 9 条及び同施行規則(平成 5 年 3 月規則第 2 4 号)第 1 0 条に規定する使用権（以下、使用権という。）の承継についての事務取扱基準を定め、事務処理の適正かつ効率化を図ることを目的とする。

（承継者）

第 2 条 次の各号に掲げる者は、承継者となることができる。

- （1）使用者の 6 親等以内の血族、配偶者及び 3 親等以内の姻族で祭祀を主宰する者
- （2）特別の事情により祭祀をするに相当であると市長が認めた者

（承継の事由）

第 3 条 第 2 条各号に規定する承継者が次の各号のいずれかに該当するときに、使用権を承継できるものとする。

- （1）使用者が 6 5 歳以上になったとき。
- （2）使用者が離婚又は離縁したとき。
- （3）使用者が国外転出したとき。
- （4）使用者が死亡したとき。
- （5）その他、市長が特に必要があると認めた場合。

（事務処理）

第 4 条 使用権を承継しようとする者は、以下の書類を横浜市墓地及び納骨堂の管理事務所へ提出しなければならない。

- （1）墓地納骨堂使用権承継許可申請書
- （2）墓地納骨堂使用許可証
- （3）第 3 条に規定する、承継の事由を証する書類
- （4）承継者の住民票の写し
- （5）承継者の誓約書（第 1 号様式）
- （6）使用者と承継者の関係が分かる戸籍謄本等
- （7）その他個別の事情に応じ、健康福祉局長が必要と判断した書類

（その他）

第 5 条 この基準に定めるもののほか、使用権の承継に関して必要な事項は、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 27 日から実施する。